

仕 様 書

1 業務名

白石清掃工場樹木剪定業務

2 業務場所

札幌市環境局環境事業部 白石清掃工場

札幌市白石区東米里 2170 番 1

3 業務委託期間

契約の日から令和 5 年 11 月 30 日迄とする。

4 業務の概要

白石清掃工場東側及び西側の樹木剪定及び運搬等を行う。

5 業務内容

- (1) 対象樹木（ポプラ 16 本、ニセアカシア 2 本）の剪定を行う。（参考図参照）
- (2) 高さは 10～12m 程度にそろえる。
- (3) 剪定枝は 2m 以下に切り揃え、指定処分場へ搬出する。

6 剪定枝等の搬出先

- (1) ニセアカシア（径 20cm を超えないよう切り揃えること）

札幌市北区篠路町福移 153 番地 篠路破碎工場

処分手数料は無料とする。なお、受入基準を満たすよう注意すること。

- (2) ポプラ（径 80cm を超えないよう切り揃えること）

札幌市北区篠路町福移 153 番地 ごみ資源化工場内剪定枝等リサイクル施設
処分手数料（125.4 円/10kg 消費税込み）は受託者の負担とする。

7 提出図書

- | | | |
|--------------|-----|-------|
| (1) 業務着手届 | 1 部 | 着手と同時 |
| (2) 業務責任者選任届 | 1 部 | 〃 |
| (3) 業務日程表 | 1 部 | 〃 |

(4) 業務完了届	1 部	完了と同時
(5) 業務写真	1 部	〃
(6) 作業報告書	1 部	〃

8 環境負荷の低減

- (1) 受託者は本業務の履行において、札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務の履行において使用する機材・用品等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (3) 本業務に伴い排出される廃棄物については、極力減量、リサイクルすること。
- (4) 喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

9 その他

- (1) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- (2) 道路沿い作業中は交通誘導警備員を配置し、事故のないように行うこと。
- (3) 業務の完了に際しては、本業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (4) 作業時間は、原則として土・日曜日及び祝日以外の 9 時 00 分～17 時 00 分迄とする。
- (5) 作業時間中は、工場内をパッカー車や自己搬入車が通行するため、十分に注意し作業すること。
- (6) 本業務において、施設の破損・汚損を生じた場合は委託者へ速やかに連絡し、受託者の責任において復旧すること。
- (7) 作業 7 日前までに詳細作業工程を委託者へ提出すること。
- (8) 作業報告書については、事前・完了後の写真を添付し委託者の承諾を得ること。
- (9) 本仕様書に記載なき事項については、委託者と協議し決定すること。
- (10) 道路占用等、業務に必要な官公庁手続きは受託者で行うものとする。
- (11) 各指定処分場へ搬入の際には、受入基準を満たす大きさ・長さに切り揃えること。